

共同事務所と利益相反

第二東京弁護士会会員

片山 達 ● Katayama, Tatsu

共同事務所において、ある弁護士が利益相反を理由として取り扱うことができない事件は、他の弁護士も取り扱うことができない(弁護士職務基本規程第57条)。共同事務所に所属する弁護士を一体として利益相反の有無を判断するのは、世界共通のルールである。日本でも弁護士数が100名を超す大規模事務所が登場し、これらの事務所に所属する弁護士の数は増加の一途をたどっている。事務所の規模が大きくなると、所属する弁護士の間で利益相反の発生する可能性が高まる。

前述の規程第57条によると「職務の公正を保ち得る事由」があるときは例外的に職務を行うことができる。情報遮断措置が問題なく構築されていた場合は「職務の公正を保ち得る事由」があるとされる¹⁾。それでは、どのような情報遮断措置が問題ないと評価されるのだろうか。共同事務所の大規模化が日本より進んでいる海外では、利益相反の問題をどのように扱っているのであろうか。

1 全米法曹協会のモデルルールは移籍弁護士に関して情報遮断措置を容認

米国の弁護士は、州単位で資格を付与され、州単位で定められた倫理規定の適用を受ける。全米共通の資格とか共通の倫理規定は存在しない。全米法曹協会(ABA)は、裁判官、検察官、弁護士など法律家40万人以上を会員とする任意団体である。ABAでは、司法制度の信頼を高めるため、倫理規定のモデルルールを策定し、各州の倫理規定の参考に供している。そのモデルルール第1.10条は、複数の弁護士が共同事

務所に属する場合に、全体を一人の弁護士とみなして利益相反のルールを適用する原則を定める²⁾。

ABAは、2009年2月16日、ボストンで行われた中間大会において、モデルルール第1.10条に例外を認める改正を行った。この例外は、弁護士が法律事務所を移籍することによって生じる利益相反に関するものである。従来原則によると、法律事務所に移籍で入ってくる弁護士が、元の事務所の依頼者との利益相反のため取り扱うことができない案件がある場合、移籍先事務所全体がその案件を取り扱うことがなくなる。そのため、移籍先事務所は、当該弁護士の受け入れをあきらめるか、利益相反する依頼者の仕事をあきらめるかの二者択一を迫られていた。これに対して、改正モデルルールによると、移籍弁護士が関与しないようにする遮断措置をとることで、移籍先事務所自体は当該案件を扱い続けることが可能になる。

この改正モデルルールは、情報遮断措置を弁護士の移籍という局面について認めたものである。類似の提案は、2002年に代議員会で否決され、2008年には1票差で継続審議となっていた。2009年中間大会で可決した際も、226票対191票の僅差であった。弁護士の経済的利益を、依頼者の秘密に優先させてはならないという慎重論がある一方、米国では事務所間の弁護士移籍が増加している現実を避けて通れないという背景がある³⁾。

2 イギリスのソリシターは大胆な自由化を提案中。ヨーロッパの弁護士会が反対

ABAが慎重に自由化を進めるのに対して、イギリスは大胆な自由化に動いている。イギリスのソリシター規制当局(Solicitor Regulation Authority)は、2008年12月、洗練された依

頼者の同意を得れば、同じ法律事務所に所属する弁護士が、同一案件の相手方を代理することを認めるルールを提案し、パブリック・コメントに付した。同時に、守秘義務に関するルールを変更し、情報遮断措置をとれば、依頼者の承諾がなくても、守秘義務違反としない旨の提案も行っている⁴⁾。

この提案は、国内よりも国外で反響を呼び、EU加盟国の弁護士会連合会である欧州弁護士会評議会は、依頼者の弁護士に対する信頼を損なうものであるとして、反対意見を表明した⁵⁾。また、2009年5月にパリで行われた国際法曹協会理事会では、スウェーデン弁護士会が、この提案に反対の立場から発言した。欧州には、スウェーデンのように、法律業務を弁護士が独占していない国がある。これらの国では、弁護士だけでなく、ビジネス・コンサルタントもリーガル・アドバイスを提供する。弁護士がコンサルタントと違うのは、倫理規定に服することにある。つまり、倫理規定に服する者だけが弁護士を名乗ることができる。利益相反のルールを緩和すると、コンサルタントとの違いが相対化され、弁護士との区別ができなくなってしまうという。

イギリスで規制緩和を進める背景として、大企業のような洗練された依頼者は、利益相反を犠牲にしても、高い専門性を有する法律事務所の起用を希望する実態がある。つまり、大企

業向けソリシター業務はコンサルタントに変質しているのである。イギリスでは、大企業向け法律業務に適用されるルールを他の法律業務と区別しようという動きもある⁶⁾。ソリシター規制当局は、反対意見で指摘されたリスクは適切に管理することが可能であるとして、提案を具体化する作業に入っている⁷⁾。

3 国境を超えた法律実務ではどの国の利益相反のルールが適用されるか

法律事務所の国際化の流れも進んでいる。2009年4月1日現在、日弁連には、17カ国を原資格国とする290名の外国法事務弁護士が登録している。世界のトップ50(人数順)のローファームのうち19事務所が日本に進出している。外国法事務弁護士は、弁護士倫理基本規程の適用を受けるほか、原資格国の倫理規定の適用も受ける可能性がある⁸⁾。双方のルールに違いがある場合、どちらのルールに従うべきか。日本の弁護士も海外に進出すると同じ問題に直面する。ここでは、欧米のルールが異なるため問題を生じた事例を紹介する。

ニューヨークに本店をおくP法律事務所は、パリに事務所を持っている。パリ事務所は、米国企業S社のフランス子会社のため、フランス税法の助言をしていた。P法律事務所のニューヨーク事務所は、米国企業W社の依頼を受け、米国裁判所でS社を相手方とする特許訴訟を受

1) 自由と正義2005年Vol.56臨時増刊号・解説「弁護士職務基本規程」97頁

2) モデルルールの本文と注釈については、日本弁護士連合会訳・完全対訳ABA法律家職務模範規則112頁を参照

3) "Economic Slide Dominates Midyear Meeting" p64, *ABA Journal*, March 2009

4) <http://www.sra.org.uk/documents/SRA/consultations/1650.pdf>

5) http://www.ccbe.eu/fileadmin/user_upload/NTCdocument/EN_CCBE_response_to_1_1253696293.pdf

6) http://www.legalregulationreview.com/files/report_smedleyfinal.pdf

7) <http://www.sra.org.uk/documents/SRA/consultations/3467.pdf>

8) 外国特別会員基本規程第30条の2により、外国特別会員にも弁護士職務基本規程が準用される。海外には、弁護士に適用される倫理規範の準拠法選択を定めるものがある。例えば、ABAモデルルール第8.5条は原資格州以外の行為についても原資格州の懲戒権限に服することを定めている。

任した。S社は、そのフランス子会社がP法律事務所のパリ事務所の助言を受けていることを理由として、P法律事務所は自社を相手方とする訴訟事件を受任することができないとして、P法律事務所の訴訟代理権を争う申立をし、米国裁判所は、その申立を認めた。

米国と欧州とでは、一般に利益相反に対する考え方に違いがあるといわれる。米国では、弁護士への依頼者に対する忠実義務を重視し、利益相反の範囲を広くとらえる代わりに、依頼者の同意があれば利益相反事件を受任することも認める。これに対して、欧州では、弁護士の依頼者からの独立性を重視し、利益相反の範囲を狭くとらえる代わりに、依頼者が同意しても受任を認めない。上記事例では、フランス子会社のためのフランス税法の助言と、親会社の特許紛争は全く関連性がなく、フランスの倫理規定によれば、そもそも利益相反にはならなかった。しかし、米国の裁判所は、利益相反を広くとら

える米国のルールを適用して、P法律事務所の訴訟代理権を否定した。

* * *

上記3の事例を紹介してくれたK弁護士は、P法律事務所の共同経営者である。彼の名刺には General Counsel という肩書きが書いてある。General Counsel の肩書きは企業の法務部長に用いられる。法律に適合してビジネスが行われるよう社内で監視するのが企業の法務部長の役割である。法律専門家が集まって働いている法律事務所になぜ法務部長がいるのか？ K弁護士は、同僚の弁護士のコンプライアンスのみを担当し、依頼者に対する法律事務を行わない。弁護士はルールを解釈して依頼者の問題にあてはめることを職務とする。しかし、自分の利害がからむ問題にルールを適切にあてはめることができるとは限らない。利益相反を含む弁護士倫理に関して問題が生じたときは、中立の法務部長が裁定をする必要があるという。